

ふれあい診療所での処方とは

2022年4月1日から 終日

「院外処方」 に変わります。

今後は皆様に「院外処方せん」を発行しますので、近隣の保険薬局へ「院外処方せん」を持参してお薬を受け取ってください。

～院外処方の利点～

かかりつけ薬剤師のいる「かかりつけ薬局」を持つことにより、病院や診療所で処方されるお薬や市販薬との重複や飲み合わせによる相互作用を防ぐことができ、細やかな薬歴管理・服薬指導が受けられます。



※処方せんには有効期限があります。
発行されてから4日以内に保険薬局にお持ちください。

皆様には、「薬局に持って行っていただく」等 手間をお掛けすることになりますが、上記の利点も考慮いただき 何卒ご理解のうえ、ご協力をお願い致します。

不明な点等ございましたら、ふれあい診療所1階受付までご相談ください。